

加 監 公 表 第 8 号

令 和 4 年 7 月 2 2 日

加古川市監査委員 藤田 隆司

加古川市監査委員 北本 敏

加古川市監査委員 西村 雅文

加古川市監査委員 稲次 誠

## 監 査 公 表

地方自治法第242条第1項の規定に基づき提出された加古川市職員措置請求（令和4年6月7日付け受理）について、同条第5項の規定により監査を実施した結果を次のとおり公表します。

## 1 請求人

(住所・氏名 省略)

## 2 請求の受理及び証拠の提出

加古川市職員措置請求（以下「本請求」という。）については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条所定の要件を具備しているものと認め、令和4年6月7日付けで受理した。

なお、令和4年6月20日及び6月27日に請求人から証拠（追加の事実証明書）の提出があった。

## 3 請求の要旨

本請求の要旨は次のとおりである。

- (1) A小学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の委員（以下「委員」という。）に係る令和3年度分報酬（以下「本件報酬」という。）について

### ア 委員等の守秘義務違反について

A小学校において、令和3年11月30日に令和3年度第2回協議会（以下「第2回協議会」という。）が開催されたが、委員の代理として協議会とは何ら関係のない一般市民の出席があったことが議事録で確認できる。校長及び教頭は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第34条及び加古川市個人情報保護条例（平成10年条例第28号。以下「保護条例」という。）第12条において守秘義務が課されている。また、委員は、保護条例第12条及び加古川市学校運営協議会規則（平成30年教育委員会規則第6号。以下「協議会規則」という。）第7条において守秘義務が課されている。しかし、校長、教頭及び委員が代理人を委員同様に扱い、協議会を開催し、当該会議において個人情報を取り扱ったことは、それぞれ法令等に定められた守秘義務に違反していると思われる。

また、協議会規則第10条第1項において、「協議会は、設置校の運営に関する事項（設置校の職員の採用及び任用に関する事項並びに生徒、児童又は幼児の懲戒その他の個人情報に関する事項を除く。）について、教育委員会又は設置校の校長等に対して、意見を述べることができる。」と規定されている。協議会

は、個人情報について意見を述べるできないにも関わらず、令和4年1月14日に開催された令和3年度第3回協議会（以下「第3回協議会」という。）において、委員から校長に対し個人情報を出すよう求める意見があったことが議事録で確認できる。

#### イ 協議会の会議内容について

委員は、協議会において、自分の孫が今年新入生でお世話になっていることや校区内の危険箇所の改善をしてほしい等、A小学校へのお礼の言葉や要望を伝えるなど、井戸端会議のような話を1時間程度しているだけで、日額3,000円の報酬を受領している。協議会の役割は、地域の人々が学校の基本方針に従って、それぞれの団体等がどのような活動ができるのかを考えることであり、協議会として必要な協議をしていたとは思われない。

よって、次の措置を求める。

- ・本件報酬全額の返還

## 4 監査の実施

### (1) 監査の対象

本請求書、これに添付された事実証明書及び請求人の陳述により、次の項目について監査を実施した。

#### ア 本件報酬の支給について

加古川市（以下「市」という。）が本件報酬を支給したことは違法又は不当であるか。

### (2) 監査の対象部

教育指導部

### (3) 請求人の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和4

年6月27日に請求人から陳述を受けた。

#### (4) 監査の対象部に対する調査

教育指導部職員（以下「関係職員」という。）に対して、令和4年6月27日に事情聴取を行うとともに、関係書類等の調査を行った。

関係職員から聴取した内容等は次のとおりである。

##### ア 学校運営協議会制度の概要について

###### (ア) 趣旨・目的について

学校運営協議会制度とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5、協議会規則及び加古川市学校運営協議会の設置及び運営に関する要綱（以下「協議会要綱」という。）に基づく制度である。学校運営協議会制度の目的は、保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、学校・家庭・地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むことである。協議会は、学校の運営について、一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関で、校長は協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施することになる。

文部科学省が示している協議会の主な役割は以下の3点である。

- ・校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること。
- ・学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べるができること。
- ・教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること。

なお、本市においては、3点目の教職員の任用に関しては協議会規則第10条第1項において、「設置校の職員の採用及び任用に関する事項並びに生徒、児童又は幼児の懲戒その他の個人情報に関する事項を除く。」こととされており、代わりに「学校園運営への必要な支援に関する協議を行う。」を役割に含めている。

したがって、本市における協議会の主な役割は以下の3点である。

- ・校園長が作成する学校園運営の基本方針を承認すること。

- ・学校園運営について、教育委員会又は校園長に意見を述べるができること。
- ・学校園運営への必要な支援に関する協議を行うこと。

#### (イ) 委員の役割について

学校運営協議会制度は、地域住民等が学校運営に参画する仕組みであり、その委員には学校運営の当事者としての意見が求められ、学校運営の改善・充実を図るための一定の権限と責任が与えられている。本市における協議会の流れとしては、第1回目の協議会において、校園長より学校園運営に関する基本方針の説明を受け、委員は承認を行うことで、学校園と目指すべき姿を共有し、地域とともにある学校園づくりを進めていくこととしている。年度の途中には、委員は子供たちの課題を含めた実態を学校園と共有し、地域とともにどのような子供を育てるのか、何を実現するのかという目標・ビジョンを共有するために熟議を行い、年度の終わり頃には学校園評価・来年度の方向性を中心に話し合いを行っている。

#### (ウ) 委員の報酬について

委員の報酬は、加古川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成2年条例第2号。以下「報酬条例」という。）第2条第2項において、「別表に掲げる職員以外の特別職の職員の報酬の額は、日額による場合は34,200円（医師にあつては60,000円）を、月額による場合は538,000円を超えない範囲内において、任命権者が市長と協議して定める。」と規定されている。そして、協議会要綱第4条において、「報酬条例第2条第2項の規定により、教育委員会が市長と協議して定める委員の報酬の額は、日額3,000円とする。」と規定されている。

次に、報酬支給の手順であるが、委員に委嘱された者は「報酬等口座振替申出書」により、報酬を受領する口座を登録し、協議会開催後、学校から提出される「報酬金支払依頼書」を基に、市は協議会に出席した委員に対して各委員に指定された口座へ報酬を振り込んでいる。

(エ) 個人情報の取扱いについて

保護条例第2条第1号において、「個人情報」とは「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものをいう。」と定義されている。そして、協議会規則第10条第1項において、「協議会は、設置校の運営に関する事項（設置校の職員の採用及び任用に関する事項並びに生徒、児童又は幼児の懲戒その他の個人情報に関する事項を除く。）について、教育委員会又は設置校の校長等に対して、意見を述べることができる。」となっているため、協議会は個人情報に関する事項について意見を述べるできない。

第2回協議会は、傍聴可能な公開の会議として開催されており、協議会の議事録はあくまでも協議内容の抜粋であるが、当該会議において学校運営についての話し合いがなされ、取組への理解が得られたことが議事録に記されている。また、当該会議には、欠席した委員と同じ団体に属する者が代理出席をしている。この代理出席の趣旨は、協議会を円滑に運営するため、所属団体が把握している情報を会議で共有できるよう、いわゆるオブザーバーの立場としての出席であつて、代理出席した者は実際に当該会議で団体の活動状況などを報告している。

なお、当然であるが、代理出席した者は協議会の構成員でないため、報酬を支給しておらず、議決することにも加わっていない。また、代理を立て欠席した委員にも、報酬を支給していない。

今回のケースのような代理出席については、他の自治体において附属機関の運営面から、同じ団体や機関に属する者を団体の意見聴取等を行う目的で報酬や議決権を付与しない取扱いで、代理出席を認める運用もされているところである。

第2回協議会において、校長から令和3年11月1日に発生した事案（以下「事案」という。）についての概要説明が行われているが、個人情報は取り扱われていない。よって、学校側から個人情報に係る説明がなかった状況から、

出席していた代理人が協議会において個人情報を認知する可能性はなく、委員は法令等に定められた守秘義務に違反していない。

第3回協議会は、傍聴可能な公開の会議として開催されたが、当該会議において学校側は、事案について個人情報に関することは伝えず、保護者配付プリントへの助言や危機管理体制等の学校運営に関する協議を行っている。よって、当該会議の中で氏名等の個人情報に関する発言はなく、決して特定の個人が識別されるような協議内容にはなっておらず、委員は法令等に定められた守秘義務に違反していない。

## 5 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員	藤 田 隆 司
加古川市監査委員	北 本 敏
加古川市監査委員	西 村 雅 文
加古川市監査委員	稲 次 誠

## 6 監査の結果

### (結 論)

本請求を棄却する。

### (事実の確認及び判断)

次のとおり事実を確認のうえ判断した。

#### (1) 本件報酬の支給について

請求人は、市が委員に支給した本件報酬の返還を求めていることから、本件報酬の支給が違法又は不当であると主張していると解し、以下の項目について検討する。

#### ア 本件報酬の支給に係る事務手続について

本件報酬の支給は、報酬条例第2条第2項において、「別表に掲げる職員以外の特別職の職員の報酬の額は、日額による場合は34,200円（医師にあっては60,000円）を、月額による場合は538,000円を超えない範囲内に

において、任命権者が市長と協議して定める。」と規定されている。また、協議会要綱第4条において、「報酬条例第2条第2項の規定により、教育委員会が市長と協議して定める委員の報酬の額は、日額3,000円とする。」と規定されている。

関係職員への調査の結果、本件報酬について次のとおり事実を確認した。

(ア) A小学校から令和3年6月15日付け(第1回)、令和3年11月30日付け(第2回)、令和4年1月14日付け(第3回)及び令和4年2月25日付け(第4回)の議事録が提出され、市はこれを受け付けた。

(イ) 市は議事録で協議会に出席した委員を確認するとともに、本件報酬として、令和3年7月12日(第1回)に18,000円(委員6人分)、令和3年12月23日(第2回)に9,000円(委員3人分)、令和4年2月3日(第3回)に15,000円(委員5人分)、令和4年3月18日(第4回)に15,000円(委員5人分)をそれぞれ各委員に指定された口座へ振り込んだ。

よって、本件報酬の支給に係る事務手続は、報酬条例第2条第2項及び協議会要綱第4条に基づき適正に行われていると判断する。

#### イ 委員の役割及び守秘義務について

(ア) 請求人は協議会において、A小学校へのお礼の言葉や要望を伝えるなど、井戸端会議のような話を1時間程度しているだけで、地域の人々が学校の基本方針に従って、それぞれの団体等がどのような活動ができるのかを考える協議会として必要な協議をしていないにも関わらず、本件報酬が支給されていると主張している。

関係職員への調査により、協議会における委員の発言内容に「孫が今年新入生でお世話になっている。」とあるが、この後に「入学式と登校日の2回だけ制服に袖を通したら、後は休みになってしまった。・・・今日からは通常登校が実現した。」と続いている。さらに、その後の発言内容において、コロナ禍においても学びを止めない工夫として新しい生活様式を取り入れながらも、可能なことから教育活動を実施していくこと、加えて、オンライン



の活用等コロナ禍における教育内容を考えていく必要があることを提案するなど、学校運営の改善・充実を図るための意見を述べていることを確認した。協議会の議事録はあくまでも協議内容の抜粋であるが、当該会議において、学校運営についての話合いがなされ、取組への理解が得られたことが議事録に記されていることを確認した。

また、令和3年6月15日に開催された令和3年度第1回協議会においては、校長から学校運営に関する基本方針・年間計画の説明を受け、承認を行うことで学校運営に意見を反映させ、地域とともにある学校づくりを進めるという委員としての役割を果たしていることを確認した。

なお、令和3年度における他の時期に開催された協議会においても同様に、子供たちの課題を含めた実態を共有し、地域とともにどのような子供を育てるのか、何を実現するのかという目標・ビジョンを共有するために熟議を行い、年度の終わり頃に学校園評価・来年度の方向性を中心に話合いを行うなど、委員としての役割を果たしていることについても確認した。

よって、協議会に出席した委員に市が報酬を支給したことについては何ら不合理な点はないと判断する。

(イ) 請求人は、第2回協議会に委員の代理として協議会とは何ら関係のない一般市民の出席があり、代理人を委員同様に扱い、協議会を開催し、当該会議において個人情報を取り扱ったことは、保護条例第12条及び協議会規則第7条に規定された守秘義務に違反していると主張している。

関係職員への調査により、協議会は協議会規則第5条第4項において、「会議は、公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得たときは、非公開とすることができる。」と規定されており、当該会議は原則公開とされ、第2回協議会も傍聴可能な公開の会議として開催されていることを確認した。

なお、第2回協議会には協議会を円滑に運営するため、所属団体が把握している情報を会議で共有できるよう、いわゆるオブザーバーの立場として代理人が出席しているが、委員は経歴、識見等から判断して委嘱されるもので

あることから、第三者がその委員に代わって出席することは法令等に定められていないものの、適切であるとは言い難い。

しかしながら、第2回協議会は、個人情報を取り扱わないこと等から傍聴可能な公開の会議として開催されていること、学校側から個人情報に係る説明がなかった状況であることから、今回の事案において、代理人が個人情報を認知する可能性はないことを確認した。

よって、委員は、保護条例第12条及び協議会規則第7条に規定されている守秘義務に違反していないことから、協議会に出席した委員に市が報酬を支給したことは不適切とはいえ、不合理な点はないと判断する。

(ウ) 第3回協議会についても、第2回協議会と同様に、個人情報を取り扱わないこと等から傍聴可能な公開の会議として開催されている。当該会議の中で学校側は、保護者配付プリントへの助言や危機管理体制等の学校運営に関する協議を行っているが、氏名等の個人情報に関する発言はなく、特定の個人が識別されるような協議内容にはなっていないことを確認した。

よって、委員は、保護条例第12条及び協議会規則第7条に規定されている守秘義務に違反していないことから、協議会に出席した委員に市が報酬を支給したことは不適切とはいえ、不合理な点はないと判断する。

以上のとおりア及びイを検討した結果、本件報酬の支給については、違法又は不当とはいえ、請求人の主張には理由がないと判断する。